【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出日】 平成27年7月3日

【会社名】 ミナトホールディングス株式会社

【英訳名】 MINATO HOLDINGS INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 若山 健彦

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市都筑区南山田町4105番地

【電話番号】 045 (591) 5611 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理部門長 門井 豊

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市都筑区南山田町4105番地

【電話番号】 045 (591) 5611 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理部門長 門井 豊

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第59回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日 平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 資本金の額の減少の件

本件は、原案のとおり、当社の資本金1,471,814,734円のうち1,271,814,733円を減少し、その他資本剰余金に振り替えること、および効力発生日を平成27年8月1日(予定)とすることが承認可決されました。

第2号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり、第1号議案の資本金の額の減少によって増加するその他資本剰余金を836,751,203円減少させて、繰越利益剰余金を836,751,203円増加し、損失の処理に充当することが承認可決されました。

第3号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決され、平成27年7月1日よりミナトエレクトロニクス株式会社からミナトホール ディングス株式会社に商号変更させるため、定款を一部変更いたしました。

第4号議案 取締役6名選任の件

本件は、原案のとおり取締役に若山健彦氏、岡田高行氏、島田雄司氏、小林実氏、伊藤信雄氏、門井豊氏の6氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社および当社子会社の取締役(社外取締役を除く。)、監査役および従業員に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、ならびに当社の取締役および監査役に割り当てる新株予約権は、取締役および監査役に対する金銭でない報酬等に該当し、またその額が確定していないため、昭和63年6月29日開催の第32回定時株主総会において承認されている確定金額報酬等とは別に、その具体的な内容および算定方法について、原案のとおり承認可決されました。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)	
第1号議案	10,619	194	0	(注) 1	可決 (98.21%)	
第2号議案	10,621	192	0	(注) 3	可決 (98.22%)	
第3号議案	10,635	178	0	(注) 1	可決 (98.35%)	
第4号議案			0			
若山健彦	10,627	186	0		可決 (98.28%)	
岡田高行	10,634	179	0		可決 (98.28%)	
島田雄司	10,621	192	0	(注) 2	可決 (98.22%)	
小林 実	10,585	228	0		可決 (97.89%)	

臨時報告書

伊藤信雄	10,630	183	0		可決	(98.30%)
門井 豊	10,632	181	0		可決	(98.33%)
第5号議案	10,524	289	0	(注) 1	可決	(97.33%)

- (注) 1.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の 議決権の3分の2以上の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上